

静岡県告示第44号

漁獲共済（2号漁業）における区域及び区分の設定（平成22年12月14日静岡県告示第804号）の一部を次のように改正し、漁業災害補償法施行令（昭和39年政令第293号）第9条第7項において準用する第7条第3項の規定により告示する。ただし、責任開始日が本告示日以前の日である共済契約については、なお従前の例によるものとする。

平成29年1月31日

静岡県知事 川勝平太

平成22年12月14日静岡県告示第804号の表中

「

区 域	区 分
由比・大井川区域 （由比港漁業協同組合及び大井川港漁業協同組合の地区）	① 小型さくらえび船びき網漁業（総トン数20トン未満の漁船により船びき網を使用してさくらえびをとることを目的とする漁業をいう。） ② 大型定置漁業であって、由比港漁業協同組合の地区で営む漁業 ③ 小型合併漁業のうち主として船びき網を使用してしらすをとることを目的とする漁業であって、由比港漁業協同組合の地区で営む漁業 ④ 中型しらす船びき網漁業、小型かつお一本釣漁業及びその他の小型漁業であって、大井川港漁業協同組合の地区で営む漁業 ⑤ 小型合併漁業であって、大井川港漁業協同組合の地区で営む漁業

を

「

区 域	区 分
由比・大井川区域 （由比港漁業協同組合及び大井川港漁業協同組合の地区）	① 小型さくらえび船びき網漁業（総トン数20トン未満の漁船により船びき網を使用してさくらえびをとることを目的とする漁業をいう。） ② 大型定置漁業であって、由比港漁業協同組合の地区で営む漁業 ③ しらす船びき網漁業であって、由比港漁業協同組合の地区で営む漁業 ④ 中型しらす船びき網漁業、小型かつお一本釣漁業及びその他の小型漁業であって、大井川港漁業協同組合の地区で営む漁業 ⑤ 小型合併漁業であって、大井川港漁業協同組合の地区で営む漁業

に改める。

」